

岩手県告示第 728 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 6 月 23 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 一関北上線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市江刺区岩谷堂字内ノ町 144 番 1 地先から稲瀬字宝録 258 番 1 地先まで	新	A m 26.4~6.8	m 615.3
		B 38.6~12.5	620.0
	旧	A 26.4~6.8	615.3

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 6 月 23 日から同年 7 月 23 日まで

- 2(1) 道路の種類 県道
 (2) 路線名 氏子橋夕顔瀬線
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市安倍館町 176 番 1 地先内	新	m 25.0~18.5	m 92.0
	旧	36.5~27.5	92.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 6 月 23 日から同年 7 月 23 日まで

- 3(1) 道路の種類 国道
 (2) 路線名 106 号
 (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
盛岡市川目第 6 地割 86 番 5 地先から 90 番 21 地先まで	新	m 60.1~13.5	m 108.3
	旧	18.7~13.5	108.3

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 6 月 23 日から同年 7 月 23 日まで

4(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 456 号

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市江刺区稲瀬字広岡前 164 番 1 地先から岩谷堂字 根岸 241 番 3 地先まで	新	A 26.4~6.8 m	m 715.7
		B 38.6~12.5	757.2
	旧	A 26.4~6.8	715.7

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 18 年 6 月 23 日から同年 7 月 23 日まで